

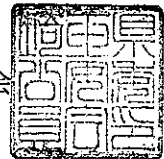
放 置 違 反 金 納 付 命 令 公 示 送 達 書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第4項の規定により、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して放置違反金の納付を命令します。

なお、同条第5項に定める事項を記載した放置違反金納付命令書は埼玉県警察本部交通部交通指導課で保管していますから、納付命令を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年10月23日

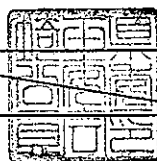
埼玉県公安委員会



記

1 放置違反金の納付命令を受ける者及び命令の件名

放置違反金の納付命令 を受ける者の氏名	命令の件名
福本 大地	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-102-260303-820849 号）
白石 司	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-105-260306-830487 号）
瀬尾 礼久	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-110-260324-601292 号）
齋藤 美咲	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-123-260214-596642 号）
株式会社 HOKUS HIN	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-131-251223-071002 号）
村山 真弓	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-131-260130-003004 号）
山田 悠馬	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-131-260405-826691 号）
石川 大介	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-132-260531-039001 号）
MOTA TODA MARC IO HENRIQUE	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-135-250627-011007 号）
内藤 博光	放置違反金の納付命令に関する件（第 43-138-260108-009001 号）



注 道路交通法第51条の4第18項の規定により、この公示をした日から起算して1週間を経過したときに、当該命令の到達があったものとみなされます。